

2007年11月13日

～森づくりから家づくりまで サステナブルな連鎖の証～ 「住友林業の家」においてSGEC森林認証材の分別表示システム認証を取得

住友林業株式会社（社長：矢野龍 本社：東京都千代田区丸の内1丁目8番1号）は、平成19年10月1日付で、「緑の循環」認証会議（SGEC：Sustainable Green Ecosystem Council）による森林認証材の分別表示システムの認証（COC認証）を、使用する認証材の流通から住宅建築に至るまでの全工程で取得いたしました。

平成18年9月、住友林業では、豊かな自然環境と、持続可能な森林経営・木材生産が両立していることを証明する「SGEC森林認証」を、弊社が国内に保有する4つの社有林（北海道・紋別、和歌山・小川、四国・新居浜、九州・日向）全域・約4万haにおいて取得しておりました。

今般、認証材の加工・流通から住宅建築に至る過程においても、認証森林からの林産物として、非認証材等と混じることなく適正に分別・表示管理されていることが証明され、認証取得に至りました。森林認証と、COC認証（加工・流通過程の管理の認証：Chain of Custody）の両面での認証取得は大手住宅メーカーでは初めてのこととなります。

森林及びそこから産出される木材の合法性と持続可能性が地球規模で求められている昨今、適正に管理された森林・木材であることを第三者機関が証明する森林認証制度が世界で設立されていますが、「SGEC森林認証」は、それらの中でも日本の多様な森林形態や地域特性により即した森林認証制度です。

■SGECマークと証明書の発行

この認証により、柱・土台などの対象製品に、持続可能な森林からの調達木材であることを示す「SGECマーク」を表示することや、ご建築頂いたお客様に対して、環境に配慮した木材を使用して建築した住宅であることを証明する「SGEC森林認証材・使用証明書」の発行が可能になります。

SGECマークの表示や証明書発行によって、お客様が森林認証材として認識できるかたちでご提供するためには、流通、加工、建設、それぞれの工程に関わる全ての事業者が認証を受けなければなりません。

今回の認証審査においては、「住友林業の家」に使用する認証材の流通、製材、プレカットの各工程について詳細なフロー及びそのチェックポイントを規定し、住友林業、製材工場、及び全国30ヶ所の弊社指定のプレカット工場の審査を受けました。その結果、それぞれの工程において、非認証材が混入することなく分別管理が可能な体制であることが客観的に認められ、認証取得に至りました。

■「住友林業の家」におけるSGEC認証材の利用と今後

弊社が北海道エリアで建築する住宅「住友林業の家」においては、従来森林認証材である紋別社有林産カラマツの集成材を管柱に標準採用しており、今回の認証取得によって、同エリアで建築する全ての住宅に「森林認証材使用証明書」を発行することが可能となりました。

2007年10月現在のSGEC認証林の面積は、日本の森林総面積の1.7%程で、現時点では「住友林業の家」に見込める認証材も社有林材が主なものになりますが、同認証林面積は2003年の設立以来著しい伸びを示しており、近い将来、社有林以外の国産材の利用も見込まれます。当社においても、今後は残る和歌山・四国・九州の社有林からの認証材の供給を含め、広く森林認証材の利用を検討してまいります。

弊社は、本年6月に「木材調達理念・方針」を公表しました。今回のCOC認証取得は、その行動原則・行動計画に則った成果のひとつです。今後は、国産材、認証材の利用を推進すると共に、先般発表いたしました「DNAによる木材製品の識別技術」などのテクノロジーも活かしながら、トレーサビリティ（追跡可能性）とサステナビリティ（持続可能性）を追及し、より環境・社会に配慮した安心の家づくりに取り組んでまいります。

[参考資料へ](#)

以上

《お問合せ先》

住友林業株式会社 コーポレート・コミュニケーション室 佐野、三浦
TEL：03-3214-2270